

Ⅲ 感染予防・医療・治療に関する支援

独自

1 感染予防に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(8) 新型コロナウイルス感染症対策津山市連合町内会支援金

支援内容	新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている町内会の活動（会合・行事等）を支援することを目的として、津山市連合町内会に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対策津山市連合町内会支援金を交付します。
対象者	津山市連合町内会
申請手続に必要なもの	
受付場所及び受付時間	
問い合わせ先	津山市地域振興部地域づくり推進室 (電話) 0868-32-2032
備考	